

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
1-16	この業務の代理・事務の代行を行うにあたっては、内閣総理大臣の認可を受けることが必要（第2項）とされる。	子会社等同一グループの業務の代理・事務を行う場合については、認可制から届出制に変更となっている。
1-17	<p>① 資産運用比率規制</p> <p>保険業法第97条の2第1項において、保険会社の運用資産ポートフォリオが、リスクの高い資産区分に過度に偏らないように、株式、不動産、外貨建資産等について総資産等に対する比率の上限が規定されている。</p>	資産運用比率の上限規定は廃止されている。
1-20	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年（2001年）4月に消費者契約法と金融商品販売法が施行され、保険契約についても、クーリング・オフ制度、重要事項説明義務、勧誘方針の掲示義務が導入された。（一部は保険業法改正で対応） 平成17年（2005年）4月に個人情報保護法が施行され、保険募集時に得た個人情報については、その利用目的を本人に通知または公表することが義務付けられた。 平成19年（2007年）4月より、保険期間が長期となる一部の保険商品について、適合性原則を踏まえた意向確認書面の制度が導入された。 平成19年（2007年）9月に施行された金融商品取引法において、証券業・銀行業・保険業の業態横断的な利用者保護ルール（説明義務、禁止行為等）が規定され、損害保険会社においては、一部の金融商品的な積立保険商品や保険デリバティブ商品が対象となった。 	<p>その後の消費者保護の観点から進展として、次の点があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年（2009年）9月に消費者庁が発足し、保険サービスについても国民生活審議会等を通じ、各種消費者保護施策の答申等を行っている。 平成26年5月23日成立の保険業法等の一部を改正する法律にともない、「意向把握義務」や「情報提供義務」が導入されている。 同じく、独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求めるように変更されている。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																								
1-21	表 1-1 保険種目別正味収入保険料の変遷	<p>平成 25（2013）年度の保険種目別正味収入保険料は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種目</th> <th>保険料 (億円)</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火 災</td> <td>11,469</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>37,648</td> <td>48.4%</td> </tr> <tr> <td>傷 害</td> <td>6,872</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>新 種</td> <td>9,218</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>海上・運送</td> <td>2,539</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>自賠責</td> <td>9,967</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>77,713</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	保険種目	保険料 (億円)	割 合	火 災	11,469	14.8%	自動車	37,648	48.4%	傷 害	6,872	8.8%	新 種	9,218	11.9%	海上・運送	2,539	3.3%	自賠責	9,967	12.8%	合 計	77,713	100%
保険種目	保険料 (億円)	割 合																								
火 災	11,469	14.8%																								
自動車	37,648	48.4%																								
傷 害	6,872	8.8%																								
新 種	9,218	11.9%																								
海上・運送	2,539	3.3%																								
自賠責	9,967	12.8%																								
合 計	77,713	100%																								
1-24	1.4.2 損害保険と競合する商品	<p>平成 18 年 4 月 1 日施行の保険業法の改正により、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受のみを行う事業として誕生した、少額短期保険についても損害保険と競合する商品と言える。</p> <p>少額短期保険において取り扱える損害保険については、保険金額および保険期間の上限は、1,000 万円、2 年となっている。平成 26 年末において、少額短期保険業者として財務局に登録されている業者数は 80 業者となっている。</p>																								
1-24	(1) 生命保険 日本の生命保険業の平成 19 年度の収入保険料は 27 兆 0,230 億円（生命保険協会 HP 「生命保険事業概況」より）	平成 25 年度の収入保険料は、34 兆 7,382 億円となっている（民営化に伴い、かんぽ生命が生命保険協会に加入した影響で平成 19 年度に比べ大きく増加している）。																								

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																																																
1-24	(2) 共済 平成19年度に所管省庁の認可を受けて共済事業を行っている団体数は少なくとも59団体・7,176会員で、その組合員数は7,035万人となっている。	日本共済協会「ファクトブック2014 日本の共済事業」によれば、2013年度の会員数は6,577、その組合員数は7,648万人となっている。																																																																																
1-25	表1-2 共済事業の概況（平成19年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共済種目</th> <th>契約件数 (万件)</th> <th>割合</th> <th>共済掛金 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命</td> <td>5,544</td> <td>36.0%</td> <td>35,512</td> <td>51.1%</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>465</td> <td>3.0%</td> <td>9,645</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>火災／建物</td> <td>3,482</td> <td>22.6%</td> <td>17,587</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>傷害／交通災害</td> <td>3,478</td> <td>22.6%</td> <td>756</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>1,712</td> <td>11.1%</td> <td>5,669</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>704</td> <td>4.6%</td> <td>296</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,385</td> <td>100.0%</td> <td>69,465</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> (日本共済協会「ファクトブック2008 日本の共済事業」より)	共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合	生命	5,544	36.0%	35,512	51.1%	年金	465	3.0%	9,645	13.9%	火災／建物	3,482	22.6%	17,587	25.3%	傷害／交通災害	3,478	22.6%	756	1.1%	自動車	1,712	11.1%	5,669	8.2%	その他	704	4.6%	296	0.4%	合計	15,385	100.0%	69,465	100.0%	下表のとおり件数・掛金等がアップデートされている。 表1-2 共済事業の概況（平成25年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共済種目</th> <th>契約件数 (万件)</th> <th>割合</th> <th>共済掛金 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命</td> <td>6,055</td> <td>39.1%</td> <td>47,159</td> <td>58.1%</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>469</td> <td>3.0%</td> <td>6,030</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>火災／建物</td> <td>3,121</td> <td>20.2%</td> <td>20,665</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>傷害／交通災害</td> <td>3,418</td> <td>22.1%</td> <td>757</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>1,682</td> <td>10.9%</td> <td>6,239</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>731</td> <td>4.7%</td> <td>368</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,476</td> <td>100.0%</td> <td>81,218</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> (日本共済協会「ファクトブック2014 日本の共済事業」より)	共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合	生命	6,055	39.1%	47,159	58.1%	年金	469	3.0%	6,030	7.4%	火災／建物	3,121	20.2%	20,665	25.4%	傷害／交通災害	3,418	22.1%	757	0.9%	自動車	1,682	10.9%	6,239	7.7%	その他	731	4.7%	368	0.5%	合計	15,476	100.0%	81,218	100.0%
共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合																																																																														
生命	5,544	36.0%	35,512	51.1%																																																																														
年金	465	3.0%	9,645	13.9%																																																																														
火災／建物	3,482	22.6%	17,587	25.3%																																																																														
傷害／交通災害	3,478	22.6%	756	1.1%																																																																														
自動車	1,712	11.1%	5,669	8.2%																																																																														
その他	704	4.6%	296	0.4%																																																																														
合計	15,385	100.0%	69,465	100.0%																																																																														
共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合																																																																														
生命	6,055	39.1%	47,159	58.1%																																																																														
年金	469	3.0%	6,030	7.4%																																																																														
火災／建物	3,121	20.2%	20,665	25.4%																																																																														
傷害／交通災害	3,418	22.1%	757	0.9%																																																																														
自動車	1,682	10.9%	6,239	7.7%																																																																														
その他	731	4.7%	368	0.5%																																																																														
合計	15,476	100.0%	81,218	100.0%																																																																														
1-29	2008年3月末現在、その数は235,846店、募集従事者数は2,147,461名（国内会社・外国会社合計）に達している。	2014年3月末現在、その数は192,007店、募集従事者数は2,052,176名（国内会社・外国会社合計）に達している。																																																																																

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																
1-30	<p>表1-3 分類別代理店割合(平成19年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>代理店数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専業・副業別</td><td>専業</td><td>38,668</td></tr> <tr><td>副業</td><td>197,178</td></tr> <tr> <td rowspan="2">法人・個人別</td><td>法人</td><td>112,245</td></tr> <tr><td>個人</td><td>123,601</td></tr> <tr> <td rowspan="2">専属・乗合別</td><td>専属</td><td>182,641</td></tr> <tr><td>乗合</td><td>53,205</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>235,846</td></tr> <tr> <td colspan="2">100.0%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(日本損害保険協会「ファクトブック2008 日本の損害保険」より)</p>	分類	代理店数	割合	専業・副業別	専業	38,668	副業	197,178	法人・個人別	法人	112,245	個人	123,601	専属・乗合別	専属	182,641	乗合	53,205	合 計		235,846	100.0%			<p>表1-3 分類別代理店割合(平成25年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>代理店数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専業・副業別</td><td>専業</td><td>30,235</td></tr> <tr><td>副業</td><td>161,772</td></tr> <tr> <td rowspan="2">法人・個人別</td><td>法人</td><td>109,363</td></tr> <tr><td>個人</td><td>82,644</td></tr> <tr> <td rowspan="2">専属・乗合別</td><td>専属</td><td>138,902</td></tr> <tr><td>乗合</td><td>53,105</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>192,007</td></tr> <tr> <td colspan="2">100.0%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(日本損害保険協会「ファクトブック2014 日本の損害保険」より)</p>	分類	代理店数	割合	専業・副業別	専業	30,235	副業	161,772	法人・個人別	法人	109,363	個人	82,644	専属・乗合別	専属	138,902	乗合	53,105	合 計		192,007	100.0%		
分類	代理店数	割合																																																
専業・副業別	専業	38,668																																																
	副業	197,178																																																
法人・個人別	法人	112,245																																																
	個人	123,601																																																
専属・乗合別	専属	182,641																																																
	乗合	53,205																																																
合 計		235,846																																																
100.0%																																																		
分類	代理店数	割合																																																
専業・副業別	専業	30,235																																																
	副業	161,772																																																
法人・個人別	法人	109,363																																																
	個人	82,644																																																
専属・乗合別	専属	138,902																																																
	乗合	53,105																																																
合 計		192,007																																																
100.0%																																																		

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
3-12	差別論議の盛んな欧米先進国では、現在、性別や未婚・既婚の別に基づく差別が政治的、人道的な理由から激しい批判にさらされている。	性別により保険料率に差を設けることは、EU 指令に違反するとの決定を EU 司法裁判所が行った。これを受け EU 各国は、2012 年 12 月 21 日以降の新規契約では、性別によらず同一の保険料率としなければならなくなつた。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																
3-44	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅物件 (専用住宅)</th> <th>一般物件 (店舗、事務所など)</th> <th>工場物件 (工場など)</th> <th>倉庫物件 (営業倉庫など)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本純保険料率 (地区・構造別)</td><td>基本純保険料率 (地区・構造別)</td><td>基本純保険料率 (工場種別・構造別)</td><td>基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)</td></tr> <tr> <td>+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)</td><td>+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)</td><td>+ 割引 (消火設備割引など)</td><td>+ 割増引 (消火設備割引など)</td></tr> <tr> <td>+ その他の割増引 (危険品割増、消火 設備割引など)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)</td><td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)</td><td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)</td><td></td></tr> <tr> <td>+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)</td><td>+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、価額協定)</td><td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)</td><td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)</td><td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)</td></tr> </tbody> </table>	住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)	基本純保険料率 (地区・構造別)	基本純保険料率 (地区・構造別)	基本純保険料率 (工場種別・構造別)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)	+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)	+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)	+ 割引 (消火設備割引など)	+ 割増引 (消火設備割引など)	+ その他の割増引 (危険品割増、消火 設備割引など)				+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)		+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)	+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)			+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、価額協定)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)	<p>参考純率改定等により次のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅物件 (専用住宅)</th> <th>一般物件 (店舗、事務所など)</th> <th>工場物件 (工場など)</th> <th>倉庫物件 (営業倉庫など)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本純保険料率 (県・構造別)</td><td>基本純保険料率 (県・構造別)</td><td>基本純保険料率 (工場種別・構造別)</td><td>基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)</td></tr> <tr> <td>+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)</td><td>+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)</td><td>+ その他の割増引 (動産割増、消火設 備割引など)</td><td>+ 割増引 (消火設備割引など)</td></tr> <tr> <td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)</td><td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)</td><td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)</td><td>+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)</td></tr> <tr> <td>+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)</td><td>+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)</td><td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (価額協定)</td><td>+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)</td></tr> </tbody> </table>	住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)	基本純保険料率 (県・構造別)	基本純保険料率 (県・構造別)	基本純保険料率 (工場種別・構造別)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)	+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)	+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)	+ その他の割増引 (動産割増、消火設 備割引など)	+ 割増引 (消火設備割引など)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)	+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)	+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (価額協定)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)
住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)																																															
基本純保険料率 (地区・構造別)	基本純保険料率 (地区・構造別)	基本純保険料率 (工場種別・構造別)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)																																															
+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)	+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)	+ 割引 (消火設備割引など)	+ 割増引 (消火設備割引など)																																															
+ その他の割増引 (危険品割増、消火 設備割引など)																																																		
+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)																																																
+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)	+ 担保危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)																																																	
+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、価額協定)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)																																															
住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)																																															
基本純保険料率 (県・構造別)	基本純保険料率 (県・構造別)	基本純保険料率 (工場種別・構造別)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫物 別・構造別・保管貨物 の火災爆破危険度別)																																															
+ 建物用途による割増 (職業割増、作業割増)	+ 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調 整の為の地区割増)	+ その他の割増引 (動産割増、消火設 備割引など)	+ 割増引 (消火設備割引など)																																															
+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、保険金額規模)	+ 大規模物件に対する 割引 (防災管理状況、損害 実績、付保状況)																																															
+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (住宅総合保険)	+ 補償危険の拡張に 伴う加算 (店舗総合保険)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (価額協定)	+ 保険金の支払方法 の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括など)																																															

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
3-45～46	<p>a. 予定利率</p> <p>積立保険の場合には、運用成果が予定利率を上回った場合には、契約者配当を支払うことになっており、予定利率は最低保証利率と位置づけられているが、補償型（掛け捨てタイプ）の保険には契約者配当がないため、予定利率は損益に対して中立であることを前提に定められる。将来的に運用環境が好転した場合、結果として契約者に高い料率を付加することとなってしまうが、一方で将来の運用環境が悪化した場合には、いわゆる逆ザヤのリスクを追うこととなることから、<u>保険期間が20年、30年と長期に及ぶことも少なくない</u>火災保険の場合には、事業の健全性を確保する観点からある程度の保守性も必要となる。運用利回りは期間に応じて変化するのが一般的であるが、現在の予定利率は保険期間にかかわらず一律に設定されている。</p>	火災保険の参考純率改定（平成26年6月25日届出、平成26年7月2日適合性審査結果通知受領）により、参考純率は保険期間10年までの契約に限り適用できることとなった。これに伴い、現在各社とも新規契約の保険期間は最長10年となっている。
3-46	<p>b. 危険度の増加に対する割増（参考純率の場合）</p> <p>参考純率では長期契約について、保険期間1年の契約に対する割増を行っている。これは、地球温暖化等により今後予想される台風や水災の危険度の増加を予測したものである。</p>	自然災害の将来予測の不確実性が増していることから、左記該当部分の算出は、参考純率では行われていない。
3-48	<p><<保険業法施行規則第12条の概要>></p> <p>（略）</p>	2006年度に保険業法施行規則が改正され、「保険料率」が「純保険料率」に変更となった。
3-49	<p>③ 年齢</p> <p>運転者の年齢によって危険度が異なるため、運転者の年齢にかかわらず担保する全年齢担保のほかに、運転者の年齢層を限定して危険度の高い若者運転者を除外する運転者年齢21歳未満不担保、運転者年齢26歳未満不担保および運転者年齢30歳未満不担保の区分が設けられている。</p>	<p>その後、参考純率が改定されている（平成21年6月22日届出、平成21年7月7日適合性審査結果通知受領）。</p> <p>主な変更内容は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転者年齢の区分が3区分（全年齢補償、21歳以上補償、26歳以上補償）に改められた。 ② 26歳以上補償については、記名被保険者が個人の場合、その年齢別に30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上の6区分が設けられた。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
3-49	さらに、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車については、賠償保険、搭乗者傷害保険、車両保険において型式ごとの損害率に基づいた1～9の9クラスに区分されている。	参考純率改定（2016年11月24日届出、2016年12月9日適合性審査通知受領）により、型式別料率クラスの他、発売開始後約3年以内の新型式車に限り、衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の装着有無によっても区分されている。なお、自家用軽四輪乗用車についても、2020年1月1日までに型式別料率クラス制度を導入することを前提にAEBの装着有無により区分されている。
3-50	<p>イ. ノンフリート契約者</p> <p>ノンフリート契約者には、自動車1台ごとに既往の無事故年数および事故件数に応じた等級を付し、各等級ごとに所定の割引または割増を行うノンフリート等級別料率が適用される。ノンフリート等級別料率の適用は、ノンフリート等級別料率表による。前契約の有無により表が区分されており、前契約のない新規の契約は6等級から出発し、1年間保険事故がなければ1等級上の等級に進み、保険事故があった場合には、事故1件につき3等級下の等級に下降する。</p>	<p>その後、参考純率が改定されている（平成23年9月26日届出、平成23年10月21日適合性審査結果通知受領）。</p> <p>主な変更内容は、次の通り。</p> <p>① 等級係数の無事故係数と事故有係数への細分化</p> <p>継続契約の7～20等級の等級係数が「無事故係数」と「事故有係数」に細分化され、事故有係数は、3等級ダウン事故1件につき3年間、1等級ダウン事故（後述）1件につき1年間適用される。ただし、適用期間の上限は6年間となっている。</p> <p>② 1等級ダウン事故の導入</p> <p>参考純率改定前には「運転上のリスク」によって保険金支払が行われた契約と比べてリスクが低いと考えられていた一部の事故について、次契約の等級をダウンさせること無く、「すえおき事故」として取り扱っていたが、これらの事故を1等級ダウン事故として扱うこととなった。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
3-51	<p>② 運転者家族限定割引</p> <p>不特定の運転者が運転する自動車と家族のみが運転する自動車では、使用状況・自動車の管理状態に差異があり危険度が異なるため、運転者を家族に限定した場合に 3%の割引を適用する。なお、この割引はファミリーユースに対するものであるのでノンフリート契約の自家用乗用車 3 車種に限られている。</p>	<p>その後、以下のとおり参考純率が改定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年6月22日届出、2009年7月7日適合性審査結果通知受領の改定における主な変更内容は次の通り。 運転者限定の区分が、運転者を家族に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合、運転者を限定しない場合の 3 区分となった。 2017年5月11日届出、2017年5月30日適合性審査通知受領の改定における主な変更内容は次の通り。 運転者限定の区分が、本人・配偶者に限定する場合、運転者を限定しない場合の 2 区分となった。
3-51 (脚注)	新規契約の保険期間の初日において同一の保険契約者・被保険者・被保険自動車の所有者（いずれも個人）が、11～20 等級の保険契約を締結している他の自家用 7 車種の自動車がある場合は、複数所有新規割引が適用され 7 等級から出発する。	参考純率改定が行われ、複数所有新規割引の対象車種は、自家用 7 車種から自家用 8 車種に拡大されている。
3-52	④ 等級プロテクト（事故1回目等級据置き扱い）	等級プロテクト特約については、現在各社とも廃止している。
3-55	<p>c. 家族傷害保険</p> <p>契約契約対象を夫婦あるいは家族とし、担保範囲が普通傷害保険と同様の商品である。</p> <p>普通傷害保険は個人を被保険者としているが、この商品は夫婦あるいは家族の複数を被保険者としているので、料率体系上は複数の被保険者のうち契約上記名する主たる被保険者 1 名の職業・職種による 3 区分（普通傷害と同様に「A 級」、「B 級」、および「就業中の危険不担保」）となっている。その他の被保険者（配偶者・親族）については、当該区分を設けていない。</p>	「契約上記名する主たる被保険者 1 名」の要件として、以前は「生計維持者」でなければならない旨が約款上明記されていたが、そのような規定は撤廃されている。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
3-61	この予定利率は、火災保険等にも用いられているが、疾病保険の場合には過去の10年国債利回りの平均値から所定のバッファーを除いて算出される標準利率に基づく標準責任準備金を、平準純保険料方式で積み立てることが、保険業法第116条第2項および保険業法施行規則第68条により定められている。	平成27年4月1日以降締結の標準責任準備金対象契約に対しては、保険の種類ごとに第1号保険契約と第2号保険契約とに分類し、それぞれの区分ごとで告示に記載の算式に従い、国債の流通利回りの平均値をもとに計算するよう変更が行われている。
3-62	平成19年4月1日以降締結する疾病保険については、日本アクチュアリーアソシエイテッド会議が作成し、金融庁長官が検証した予定死亡率（第三分野標準生命表2007）を標準責任準備金計算に使用しなければならない。	平成8年大蔵省告示第48号の改正により、平成30年4月1日以降締結の保険契約については、標準責任準備金の計算基礎として第三分野標準生命表2018を使用するよう変更が行われている。
3-67	積立部分については、会社の運用利回りが予定利率を上回った場合には、利差益部分を契約者配当金として返れいする仕組みとなっている。	近年では無配当型の積立保険も発売されている。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
4-19	財務再保険により積み立てた責任準備金は、ソルベンシー・マージン比率算出時にソルベンシーとしてカウントされる。また、格付会社も、内部留保的性格を有する当該準備金は広義の自己資本として評価する場合が多い。	平成27年10月8日公布の改正大蔵省告示第50号（金融庁告示第74号）において、中核的支払余力から更に未償却出再手数料の残高が控除されることとなった。 これにより、財務再保険により積み立てた責任準備金のソルベンシー・マージンへの算入には一定の制限が加わることとなった。
4-27～29	保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-6-5 再保険に関するリスク管理 II-2-6-5-1 保有・出再に関するリスク管理 (中略) II-6-5-4 監督手法・対応 再保険に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条（外国保険会社等にあっては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は法第232条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。	監督指針の記載箇所が、次のとおり変更になっている。内容についての実質的な変更はない。 再保険に関するリスク管理 II-2-6-5 → II-3-11 保有・出再に関するリスク管理 II-2-6-5-1 → II-3-11-1 受再リスクに関するリスク管理 II-2-6-5-2 → II-3-11-2 再保険に係る方針の開示 II-2-6-5-3 → II-3-11-3 監督手法・対応 II-6-5-4 → II-3-15

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
5-8	<p>4 通知を受ける者を定めた場合当該定められた者。それ以外の場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役(会社計算規則<u>第124条4項</u>)。</p> <p>5 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）、監査役会設置会社、委員会設置会社の区分に応じ定められている(会社計算規則<u>第124条5項</u>)。</p>	<p>会社計算規則について、次のとおり改正されている。</p> <p>4 通知を受ける者を定めた場合当該定められた者。それ以外の場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役(会社計算規則<u>第130条4項</u>)。</p> <p>5 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）、監査役会設置会社、<u>監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社</u>の区分に応じ定められている(会社計算規則<u>第130条5項</u>)。</p>
5-10～5-11	<p>保険業法施行規則 (業務報告書)</p> <p>第59条 法第110条第1項に規定する中間業務報告書は、事業年度（中略）</p> <p>5 法第110条第2項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第7号の3により作成し、事業年度終了後4月以内に提出しなければならない。</p>	<p>保険業法施行規則第59条が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結ソルベンシー・マージン比率の導入に伴う対応 等
5-19	<p>7 被取得企業または取得した事業の取得原価が時価ベース純資産より大きい場合は、その額を計上する。逆に小さい場合は「負ののれん」として負債に計上する。</p>	<p>次のとおり変更となっている。</p> <p>7 被取得企業または取得した事業の取得原価が時価ベース純資産より大きい場合は、<u>その差額を無形固定資産に計上する</u>。逆に小さい場合は、「<u>負ののれん発生益</u>」として、発生年度に特別利益として処理する。</p>
5-26	<p>(13) 負ののれん 5.3.1(11)脚注参照。</p>	<p>「負ののれん」が廃止されたため削除。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
5-27～5-28	<p>(1) 自己査定基準および償却・引当基準の制定</p> <p>自己査定基準および償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則および保険検査マニュアル等を勘案し、経営陣の積極的関与の下で取締役会により決定され、明文化されている必要がある。また、自己査定および償却・引当の対象となる資産の範囲、<u>自己査定および償却・引当の実施部門および監査部門</u>が明記されるとともに、自己査定基準および償却・引当基準ならびにその運用について責任体制が明記されている必要がある。</p> <p>(2) 自己査定体制の整備</p> <p>自己査定は、<u>営業店および本部関連部門</u>において第一次査定を実施し、<u>本部所管部門</u>において第二次査定を実施した上で、<u>関連部門とは独立した検査部門等の監査部門</u>で監査を行うなど、相互けん制機能が確保される必要がある。償却・引当の算定についても自己査定実施部門および決算関連部門に対して相互けん制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制が整っている必要がある。監査部門には、一連の自己査定および償却・引当が基準等に従って、適正に行われるかを検証することが求められる。</p> <p>また、査定実施部門および監査部門には査定業務に精通した人材を配置する必要がある。</p>	<p>検査マニュアルの改正を反映。</p> <p>(1) 自己査定基準および償却・引当基準の制定</p> <p>自己査定基準および償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則および保険検査マニュアル等を勘案し、経営陣の積極的関与の下で取締役会により決定され、明文化されている必要がある。また、自己査定および償却・引当の対象となる資産の範囲、<u>実施部門および検証部門</u>が明記されるとともに、自己査定基準および償却・引当基準ならびにその運用について責任体制が明記されている必要がある。</p> <p>(2) 自己査定体制の整備</p> <p>自己査定は、<u>各資産所管部門</u>において第一次査定を実施し、<u>本部貸付承認部門</u>において第二次査定を実施した上で、<u>各資産所管部門</u>及び<u>本部貸付承認部門</u>から独立した部門がその適切性の検証を行うなど、相互けん制機能が確保される必要がある。償却・引当の算定についても、自己査定実施部門および決算関連部門に対して相互けん制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制が整っている必要がある。<u>内部監査部門</u>には、<u>自己査定体制および償却・引当体制の整備状況、自己査定プロセスおよび償却・引当計上プロセスの適切性、自己査定結果の正確性、償却・引当結果の適切性等</u>について、適切に監査を実施することが求められる。</p> <p>また、査定実施部門および<u>検証部門</u>には査定業務に精通した人材を配置する必要がある。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
5-28～5-36	<p>(3) 自己査定および償却・引当の適正な実施 自己査定および償却・引当を、各社が定めた基準に基づき適正に実施していくこととなるが、その内容はおおむね次のとおりである。</p> <p>a. 分類区分 (中略)</p> <p>b. 主な資産の分類方法 (中略)</p> <p>① 貸付金等 (中略) ② 有価証券 有価証券の査定は、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行う。また、<u>時価</u>または実質価格の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行う。</p> <p>時価評価の対象となっている有価証券（売買目的有価証券および時価が把握できるその他有価証券）については非分類とするが、時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式および<u>時価が把握できないその他有価証券</u>）については以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債券 債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を 	<p>検査マニュアルの改正を反映。</p> <p>(3) 自己査定および償却・引当の適正な実施 自己査定および償却・引当を、各社が定めた基準に基づき適正に実施していくこととなるが、その内容はおおむね次のとおりである。</p> <p>a. 分類区分 (中略)</p> <p>b. 主な資産の分類方法 (中略)</p> <p>① 貸付金等 (中略) ② 有価証券 有価証券の査定は、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行う。また、<u>時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券</u>または実質価格の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行う。</p> <p>時価評価の対象となっている有価証券（売買目的有価証券および時価が把握できるその他有価証券）については非分類とするが、時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式および<u>時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券</u>）については以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債券 債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>行う。</p> <p>イ. 非分類債券 (中略)</p> <p>(v) <u>格付機関</u>による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ. 満期保有目的の債券および責任準備金対応債券（上記イに該当する債券を除く。） (中略)</p> <p>(ii) <u>時価が把握できないもの</u> 原則として、債権と同様の方法により価値のき損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。</p> <p>ハ. その他有価証券の債券（上記イに該当する債券を除く。） (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式 株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (中略)</p> <p>(ii) <u>格付機関</u>による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） (中略)</p> <p>ハ. その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。）</p>	<p>行う。</p> <p>イ. 非分類債券 (中略)</p> <p>(v) <u>信用格付業者</u>による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ. 満期保有目的の債券および責任準備金対応債券（上記イに該当する債券を除く。） (中略)</p> <p>(ii) <u>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</u> 原則として、債権と同様の方法により価値のき損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。</p> <p>ハ. その他有価証券の債券（上記イに該当する債券を除く。） (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式 株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (中略)</p> <p>(ii) <u>信用格付業者</u>による直近の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） (中略)</p> <p>ハ. その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。）</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国証券 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 非分類外国証券 (中略) (iii) <u>格付機関</u>の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券および同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. 上記イ以外の外国証券 (中略) ・ その他の有価証券 (中略) また、<u>市場価格のない株式</u>については、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、当該実質価額とその取得原価との差額をIV分類とする。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。 <p>(中略)</p> <p>c. 償却・引当 ここでは、分類と同様に貸付金等、有価証券、デリバティブ取引および動産・不動産について説明する。</p> <p>① 貸付金等 貸付金等に係る貸倒引当金および直接償却の計上は、おおむね以下のとおりであるが、貸倒引当金以外の引当金についても発生の可能性</p>	<p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国証券 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 非分類外国証券 (中略) (iii) <u>信用格付業者</u>の格付符号が「B B B（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券および同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. 上記イ以外の外国証券 (中略) ・ その他の有価証券 (中略) また、<u>時価を把握することが極めて困難と認められる株式</u>については、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、当該実質価額とその取得原価との差額をIV分類とする。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。 <p>(中略)</p> <p>c. 償却・引当 ここでは、分類と同様に貸付金等、有価証券、デリバティブ取引および動産・不動産について説明する。</p> <p>① 貸付金等 貸付金等に係る貸倒引当金および直接償却の計上は、おおむね以下のとおりであるが、貸倒引当金以外の引当金についても発生の可能性</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>が高い将来の偶発損失を合理的に見積り計上する（<u>債権売却損失引当金等</u>）。</p> <p>（中略）</p> <p>② 有価証券</p> <p>有価証券は、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。</p> <p>イ. 債券の評価</p> <p>（中略）</p> <p>（ii）<u>時価が把握されていない満期保有目的の債券</u>、責任準備金対応債券、およびその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、IV分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するかまたは直接償却する。</p> <p>ロ. 株式の評価</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. 外国証券およびその他の有価証券の評価</p> <p>（中略）</p> <p>③ デリバティブ取引</p> <p>（中略）</p> <p>④ 動産・不動産</p> <p>所有動産・不動産について、IV分類とされた部分を<u>損失見込額として</u>引当金に計上するかまたは直接償却する。</p>	<p>が高い将来の偶発損失を合理的に見積り計上する（<u>その他の偶発損失引当金等</u>）。</p> <p>（中略）</p> <p>② 有価証券</p> <p>有価証券は、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。</p> <p>イ. 債券の評価</p> <p>（中略）</p> <p>（ii）<u>時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券</u>、責任準備金対応債券、およびその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、IV分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するかまたは直接償却する。</p> <p>ロ. 株式の評価</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. 外国証券およびその他の有価証券の評価</p> <p>（中略）</p> <p>③ デリバティブ取引</p> <p>（中略）</p> <p>④ 動産・不動産</p> <p>所有動産・不動産について、IV分類とされた部分を<u>直接償却する</u>。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																		
5-39	<p>5. 4 損益に関する勘定科目 損益に関する勘定科目について、<u>5.6.3節</u>に示す損益計算書の例示に沿った科目で説明する。</p> <p>5. 4. 1 保険引受に関する収益項目 (1) 正味保険料 収入保険料から支払再保険料を控除した金額を処理する。</p>	<p>参照箇所の修正、および勘定科目の名称を保険業法施行規則の記載に揃える。</p> <p>5. 4 損益に関する勘定科目 損益に関する勘定科目について、<u>5.6.2節</u>に示す損益計算書の例示に沿った科目で説明する。</p> <p>5. 4. 1 保険引受に関する収益項目 (1) 正味収入保険料 収入保険料から支払再保険料を控除した金額を処理する。</p>																		
5-50	<p>(10) その他経常費用 以下のものを処理する。</p> <p>a. 支払利息 借入金、コマーシャルペーパー、社債、<u>転換社債</u>等に係る支払利息等を処理する。</p>	<p>商法改正により名称が見直されている。</p> <p>(10) その他経常費用 以下のものを処理する。</p> <p>a. 支払利息 借入金、コマーシャルペーパー、社債、<u>新株予約権付社債</u>等に係る支払利息等を処理する。</p>																		
5-61	<p>保険業法施行規則 (価格変動準備金の計算) 第66条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価格に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p>	<p>保険業法施行規則第66条のうち、積立限度の欄に掲げる率が変更となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td> <td>千分の 1.5</td> <td>千分の 100</td> </tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td> <td>千分の 1.5</td> <td>千分の 75</td> </tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td> <td>千分の 0.2</td> <td>千分の 10</td> </tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td> <td>千分の 1</td> <td>千分の 50</td> </tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td> <td>千分の 3</td> <td>千分の 125</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 100	第65条第2号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 75	第65条第3号に掲げる資産	千分の 0.2	千分の 10	第65条第4号に掲げる資産	千分の 1	千分の 50	第65条第5号に掲げる資産	千分の 3	千分の 125
対象資産	積立基準	積立限度																		
第65条第1号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 100																		
第65条第2号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 75																		
第65条第3号に掲げる資産	千分の 0.2	千分の 10																		
第65条第4号に掲げる資産	千分の 1	千分の 50																		
第65条第5号に掲げる資産	千分の 3	千分の 125																		

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th><th>積立基準</th><th>積立限度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td><td>千分の 1.5</td><td>千分の 50</td></tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td><td>千分の 1.5</td><td>千分の 50</td></tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td><td>千分の 0.2</td><td>千分の 5</td></tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td><td>千分の 1</td><td>千分の 25</td></tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td><td>千分の 3</td><td>千分の100</td></tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 50	第65条第2号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 50	第65条第3号に掲げる資産	千分の 0.2	千分の 5	第65条第4号に掲げる資産	千分の 1	千分の 25	第65条第5号に掲げる資産	千分の 3	千分の100	
対象資産	積立基準	積立限度																		
第65条第1号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 50																		
第65条第2号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 50																		
第65条第3号に掲げる資産	千分の 0.2	千分の 5																		
第65条第4号に掲げる資産	千分の 1	千分の 25																		
第65条第5号に掲げる資産	千分の 3	千分の100																		
5-61～5-62	<p>平成10年 大蔵省告示第229号</p> <p>1 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第65条第1号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>五 償還元本が外貨建の貸付債権信託の受益証券</p> <p>六 その他前各号に掲げるものに準ずる資産</p>	<p>「平成10年 大蔵省告示第229号」が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格変動準備金の対象資産に「新投資口予約権証券」が追加されている。 																		
5-66～5-80	<p>5.6.1 (単体) 貸借対照表の様式</p> <p>5.6.2 (単体) 損益計算書の様式</p> <p>5.6.3 (単体) キャッシュフロー計算書の様式</p> <p>5.6.4 (単体) 株主資本等変動計算書の様式</p> <p>5.6.5 (連結) 貸借対照表の様式</p> <p>5.6.6 (連結) 損益計算書の様式</p>	左記の財務諸表について見直しが行われている（紙面の都合上、最新版の掲載は割愛する）。																		

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>5.6.7 (連結) キャッシュフロー計算書の様式</p> <p>5.6.8 (連結) 株主資本等変動計算書の様式</p>	
5-85～5-96	<p>保険業法施行規則 (業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)</p> <p>第59条の2 法第111条第1項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 (中略) 事務所(本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。)とする。</p> <p>第59条の3 法第111条第2項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 (中略)</p> <p>2 法第111条第2項に規定する内閣府令で定める場所は、前条第2項に規定する場所とする。</p> <p>別表 (第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)) (表記省略)</p> <p>別表 (第59条の2第1項第3号ニ関係(損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人)) (表記省略)</p> <p>別表(第59条の2第1項第5号ホ関係(保険会社)) (表記省略)</p>	<p>施行規則第59条の2、第59条の3および別表が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結ソルベンシー・マージン比率の導入に伴う対応。 ・連結財務諸表における包括利益をディスクロージャー誌の開示項目に追加。 <p>等</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
6-17	<p>保険業法施行規則 (再保険契約の責任準備金等)</p> <p>第71条 保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。</p> <p>(中略)</p>	保険業法施行規則第71条第1項第五号として「独立行政法人日本貿易保険」が追加されている。
6-23	<p>保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル) 信用リスク検査用マニュアル 別表</p> <p>4. その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外)の分類方法 (11) その他の資産 イ、ロ (略) ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。</p>	<p>下記のとおり名称が変更になっている（本テキストに関する箇所では、内容に変更はない）。</p> <p>保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル) 資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト 自己査定(別表1)</p> <p>4. その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外)の分類方法 (11) その他の資産 イ、ロ (略) ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。</p>
6-27	<p>保険業法施行規則別紙様式第12号(第16条、第32条、第59条関係)</p> <p>第4 貸借対照表</p>	<p>下記のとおり条文番号および表現が変更されているが、内容に変更はない。</p> <p>保険業法施行規則別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)</p> <p>第4 貸借対照表</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>1 次の事項を記載すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p>(32) 以下の負債に関する内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する支払備金」(以下「出再支払備金」という。)の金額 ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する責任準備金」(以下「出再責任準備金」という。)の金額 <p>第5 損益計算書</p> <p>1 次の事項を記載すること。ただし、貸借対照表に記載したものはこの限りではない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>以下の収益及び費用に関する内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③ (略) ④ 支払備金繰入額(又は支払備金戻入額)の計算上差し引かれた出再支払備金繰入額又は足し上げられた出再支払備金戻入額 ⑤ 責任準備金繰入額(又は責任準備金戻入額)の計算上差し引かれた出再責任準備金繰入額又は足し上げられた出再責任準備金戻入額 	<p>1 次の事項を<u>注記</u>すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22)以下に掲げる金額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>規則第73 条第3項において準用する規則第71 条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額</u> ② <u>規則第71 条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額</u> <p><u>(23)～(32) (略)</u></p> <p>第5 損益計算書</p> <p>1 次の事項を<u>注記</u>すること。ただし、貸借対照表に記載したものはこの限りではない。</p> <p><u>(1)～(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 以下の収益及び費用に関する内訳</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③ (略) ④ <u>支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額</u> ⑤ <u>責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額</u>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
7-14	積立方式は平準純保険料式、予定死亡率は日本アクチュアリー会が作成し金融庁長官が検証したもの、予定利率は1.5%（平成21年3月末現在）	予定利率は、平成30年9月末時点で0.25%となっている。
7-15	2 契約者価額の定義は保険業法施行規則第10条第3号に定められており、具体的には解約返戻金や <u>商法第680条</u> に規定する免責事項に該当した場合に契約者に払い戻す金額等が該当することになるとされている。	商法改正および保険法制定に伴う変更。 2 契約者価額の定義は保険業法施行規則第10条第3号に定められており、具体的には解約返戻金や <u>保険法第51条</u> に規定する免責事項に該当した場合に契約者に払い戻す金額等が該当することになるとされている。
7-23	平成10年 大蔵省告示第232号 (普通責任準備金) (中略) 第1条の2 損害保険会社等（損害保険会社、保険業法（平成7年法律第105号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する外国損害保険会社等（以下「外国損害保険会社等」という。）及び法第219条に規定する引受社員（以下「引受社員」という。）をいう。以下同じ。）にあっては、規則第70条第1項第1号ロ又は第151条第1項第1号ロに定める「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その未経過保険料は、次の算式により計算した値（当該値が1を下回る場合には1とする。）を収入保険料を基礎として計算した未経過期間に対応する責任に相当する額に乗じることにより計算する。	平成10年 大蔵省告示第232号 (普通責任準備金) (中略) 第1条の2 損害保険会社等（損害保険会社、保険業法（平成7年法律第105号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する外国損害保険会社等（以下「外国損害保険会社等」という。）及び法第219条に規定する引受社員（以下「引受社員」という。） <u>であって同条第5項に規定する特定損害保険業免許を受けた者</u> をいう。以下同じ。）にあっては、規則第70条第1項第1号ロ又は第151条第1項第1号ロに定める「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その未経過保険料は、次の算式により計算した値（当該値が1を下回る場合には1とする。）を収入保険料を基礎として計算した未経過期間に対応する責任に相当する額に乗じることにより計算する。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																														
7-37	<p>⑪ 火災グループの繰入率引上げ 火災グループの繰入率は、2005年度から2年間に限り4%に引き上げられた。（2007年度税制改正により3年間延長されている。）</p>	<p>その後の火災グループの繰入率は、次のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年度税制改正により4%を3年間延長（ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。 2013年度から3年間に限り5%に引き上げられた（ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。<u>この取扱いは、2016年度税制改正により再度3年間（2018年度まで）延長されている。</u> <p>（これに関連し、7-38の積立率推移および7-41の繰入率（租税特別措置法上の火災G繰入率）も変更となる。）</p>																														
7-41	租税特別措置法の火災Gの繰入率は、特例として2009年度まで4%が適用されている。	<p>次のとおり変更になっている。</p> <p>租税特別措置法の火災Gの繰入率は、特例として<u>2018年度まで5%</u>が適用されている。ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%となる。</p>																														
7-49～	<p>(2) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。</p> <p>種目別成績および残高 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200	<p>下線部の点が追記・変更となる。</p> <p>(2) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。<u>また、火災、積荷、賠責の責任準備金算出方法書の繰入率は、それぞれ3.8%、2%、2%とする。</u></p> <p>種目別成績および残高 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 灾</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 灾	積 荷	賠 責	グ ループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ループ計																												
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																												
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																												
保 険 種 類	火 灾	積 荷	賠 責	グ ループ計																												
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																												
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																												

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>無 税 残 高</td><td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>(内 10 年以前残 高)</td><td>6,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td><td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td><td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> </table> <p>① 取崩額 グループ合計の異常損害額は損害率 50%を超過する部分であるから、 $43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$ 責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいずれか小さい方であるから、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グ ループ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算方書取崩許容額</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グ ループ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400	(内 10 年以前残 高)	6,200	—	—	6,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計	算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計	取 崩 額	—	400	4,800	5,200	<table border="1"> <tr> <td>無 税 残 高</td><td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>(内 10 年以前残 高)</td><td>6,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td><td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td><td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> </table> <p>① 取崩額 グループ合計の異常損害額は損害率 50%を超過する部分であるから、 $43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$ 責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいずれか小さい方であるから、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グ ループ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算方書取崩許容額</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グ ループ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400	(内 10 年以前残 高)	6,200	—	—	6,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計	算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計	取 崩 額	—	400	4,800	5,200
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
(内 10 年以前残 高)	6,200	—	—	6,200																																																																														
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計																																																																														
算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500																																																																														
保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計																																																																														
取 崩 額	—	400	4,800	5,200																																																																														
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
(内 10 年以前残 高)	6,200	—	—	6,200																																																																														
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計																																																																														
算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500																																																																														
保 険 種 類	火災	積荷	賠責	グ ループ 計																																																																														
取 崩 額	—	400	4,800	5,200																																																																														

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																								
7-49～	<p>② 繰入額</p> <p><u>火災グループは、無税繰入4%より、</u></p> <table> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入額</td> <td>2,000</td> <td>240</td> <td>800</td> <td>3,040</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>また、税務上の繰入額も同額となる。</u></p>	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	繰入額	2,000	240	800	3,040	<p>② 繰入額</p> <p><u>火災グループの無税残高は</u></p> $30,400 - 5,200 = 25,200$ <p><u>となる。一方、保険料に30%を乗じた金額は</u></p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p><u>となり、無税残高が保険料の30%を超えてるので、無税繰入は5%</u> <u>ではなく2%となり、これが税務上の繰入額となる。</u></p> <table> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入額</td> <td>1,000</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>1,520</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>また、責任準備金算出方法書の繰入額は</u></p> <table> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入額</td> <td>1,900</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>2,420</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>であり、これと税法限度額のいずれか大きい方を積み立てることとなつて</u> <u>るので繰入額は、</u></p> <table> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入額</td> <td>1,900</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>2,420</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	繰入額	1,000	120	400	1,520	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	繰入額	1,900	120	400	2,420	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	繰入額	1,900	120	400	2,420
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																						
繰入額	2,000	240	800	3,040																																						
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																						
繰入額	1,000	120	400	1,520																																						
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																						
繰入額	1,900	120	400	2,420																																						
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																						
繰入額	1,900	120	400	2,420																																						
7-49～	<p>③ 10年洗替</p> <p>火災グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p>一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $30,400 + 3,040 - 5,200 = 28,240$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していざれか小さい額について10年洗替を行う。よって10年洗替対象額は、</p>	<p>③ 10年洗替</p> <p>火災グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p>一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $30,400 + 1,520 - 5,200 = 26,720$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していざれか小さい額について10年洗替を行う。</p> <p><u>10年以前残高は取崩額5,200を考慮すると、</u></p> $6,200 - 5,200 = 1,000$ <p>よって10年洗替対象額は、</p>																																								

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																																																
	<p>$\min(\underline{28,240} - 22,800, 6,200) = \underline{5,440}$</p> <p>10年以前残高のある火災で、10年洗替振替額が <u>5,440</u> となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>5,440</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>5,440</u></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>	<p>$\min(\underline{26,720} - 22,800, \underline{1,000}) = \underline{1,000}$</p> <p>10年以前残高のある火災で、10年洗替振替額が <u>1,000</u> となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>1,000</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																												
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																																																														
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>																																																																														
保険種類	火災	積荷	賠責	グループ計																																																																														
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																																														
7-49~	<p>④ 割増繰入の判定</p> <p>以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> <p>無税 $30,400 - 5,200 + \underline{3,040} - \underline{5,440} = 22,800$</p> <p>有税 $7,100 + \underline{5,440} = \underline{12,540}$</p> <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率 <u>40%</u>の場合</p> <p>$22,800 + \underline{12,540} \times (1 - \underline{40\%}) = \underline{30,324}$</p> <p>$30,324 \div 76,000 = \underline{39.9\%}$</p> <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率 35%を超えていていることから、割増繰入は行わないこととする。</p> <p>以上を整理すると次のとおりとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>貨物</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首無税残高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>期首有税残高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期首残高合計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>取崩額（無税）</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>繰入額（無税）</td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>240</u></td> <td><u>800</u></td> <td><u>3,040</u></td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 (無税→有税)</td> <td><u>5,440</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>5,440</u></td> </tr> <tr> <td>期末無税残高</td> <td><u>20,560</u></td> <td><u>1,240</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>25,840</u></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	火災	貨物	賠責	グループ計	期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400	期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100	期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500	取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200	繰入額（無税）	<u>2,000</u>	<u>240</u>	<u>800</u>	<u>3,040</u>	10年洗替振替 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>	期末無税残高	<u>20,560</u>	<u>1,240</u>	<u>1,000</u>	<u>25,840</u>	<p>④ 割増繰入の判定</p> <p>以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> <p>無税 $30,400 - 5,200 + \underline{1,520} - \underline{1,000} = 25,720$</p> <p>有税 $7,100 + \underline{1,000} + (2,420 - 1,520) = \underline{9,000}$</p> <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率 <u>35%</u>の場合</p> <p>$25,720 + \underline{9,000} \times (1 - \underline{35\%}) = \underline{31,570}$</p> <p>$31,570 \div 76,000 = \underline{41.5\%}$</p> <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率 35%を超えていていることから、割増繰入は行わないこととする。</p> <p>以上を整理すると次のとおりとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>火災</th> <th>貨物</th> <th>賠責</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首無税残高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>期首有税残高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期首残高合計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>取崩額（無税）</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>繰入額（無税）</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>120</u></td> <td><u>400</u></td> <td><u>1,520</u></td> </tr> <tr> <td>繰入額（有税）</td> <td><u>900</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>900</u></td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 (無税→有税)</td> <td><u>1,000</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	火災	貨物	賠責	グループ計	期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400	期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100	期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500	取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200	繰入額（無税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	<u>400</u>	<u>1,520</u>	繰入額（有税）	<u>900</u>	—	—	<u>900</u>	10年洗替振替 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>
保険種類	火災	貨物	賠責	グループ計																																																																														
期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200																																																																														
繰入額（無税）	<u>2,000</u>	<u>240</u>	<u>800</u>	<u>3,040</u>																																																																														
10年洗替振替 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>																																																																														
期末無税残高	<u>20,560</u>	<u>1,240</u>	<u>1,000</u>	<u>25,840</u>																																																																														
保険種類	火災	貨物	賠責	グループ計																																																																														
期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200																																																																														
繰入額（無税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	<u>400</u>	<u>1,520</u>																																																																														
繰入額（有税）	<u>900</u>	—	—	<u>900</u>																																																																														
10年洗替振替 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																																														

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>期末有税残高 <u>10,440</u> 1,100 1,000 <u>12,540</u></p> <p>期末残高合計 <u>31,000</u> <u>2,340</u> <u>2,000</u> <u>35,340</u></p>	<p>期末無税残高 <u>24,000</u> <u>1,120</u> <u>600</u> <u>25,720</u></p> <p>期末有税残高 <u>6,900</u> <u>1,100</u> 1,000 <u>9,000</u></p> <p>期末残高合計 <u>30,900</u> <u>2,220</u> <u>1,600</u> <u>34,720</u></p>
7-62	なお、危険準備金IVの取り崩しを行う場合は、当局への届出が必要とされている。	次のように変更されている。 危険準備金IVの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。
7-68	なお、危険準備金IIの取り崩しを行う場合は、当局への届出が必要とされている。	次のように変更されている。 危険準備金IIの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。
7-74	(2) 積立勘定 (中略) …当該勘定から発生する積立保険の必要運用益を負債利子控除の対象外とすること…	平成27年度税制改正により、損害保険会社の負債利子控除の特例措置は廃止されている。
7-78～79	<p>地震保険に関する法律施行規則 (地震保険責任準備金の計算方法)</p> <p>第7条 地震保険に係る責任準備金については、保険会社は、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（以下「正味純保険料」という。）と当該地震保険に係る資産の運用によって生じた利益（以下「資産運用益」という。）との合計額を、危険準備金として毎事業年度累積して積み立てなければならない。</p> <p>一 各事業年度における収入保険料の額と再保険返戻金の額との合計額</p> <p>二 当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金の額と当該事業年度における事業費のうち地震保険の普及促進のため</p>	<p>地震保険に関する法律施行規則 (地震保険責任準備金の計算方法)</p> <p>第7条 地震保険に係る責任準備金については、保険会社は、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（以下「正味純保険料」という。）と当該地震保険に係る資産の運用によって生じた利益（以下「資産運用益」という。）との合計額を、危険準備金として毎事業年度累積して積み立てなければならない。</p> <p>一 各事業年度における収入保険料の額と再保険返戻金の額との合計額</p> <p>二 当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金の額と当該事業年度における事業費のうち損害調査費及び地震保険の普及促進のため</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>に支出した広告又は宣伝に係る費用（以下「広告・宣伝費用」という。）を除いた額から再保険手数料の額を控除した金額との合計額</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 保険会社は、各事業年度において保険金を支払ったとき、支払備金を積み立てたとき、広告・宣伝費用を支出したとき又は資産運用損（当該地震保険に係る資産の運用によって生じた損失をいう。以下同じ。）が生じたときは、正味保険金（当該事業年度において支払った保険金の額から当該事業年度において収入した再保険金の額を控除した金額をいう。以下同じ。）、支払備金の額（前事業年度に積み立てた支払備金に対応する正味保険金及び支払備金の額を除く。）、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額を前事業年度から繰り越された危険準備金から取り崩すものとする。保険金支払いのための借入金があるときは、当該借入金の支払利息に相当する金額についてもまた同様とする。</p> <p>5 前項の場合において、正味保険金、支払備金の額、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額並びに支払利息相当額の合計額が危険準備金の金額を超えるときは、その超える額に相当する金額を、当該事業年度において第1項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。この場合において、当該積み立てるべき危険準備金の金額が当該超える額に相当する金額に満たないときは、その満たない額を、翌事業年度以降において同項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。</p> <p>6、7 (略)</p>	<p>普及促進のために支出した広告又は宣伝に係る費用（以下「広告・宣伝費用」という。）を除いた額から再保険手数料の額を控除した金額との合計額</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 保険会社は、各事業年度において保険金及び<u>損害調査費</u>を支払ったとき、支払備金を積み立てたとき、広告・宣伝費用を支出したとき又は資産運用損（当該地震保険に係る資産の運用によって生じた損失をいう。以下同じ。）が生じたときは、正味保険金（当該事業年度において支払った保険金の額から当該事業年度において収入した再保険金の額を控除した金額をいう。以下同じ。）、<u>損害調査費</u>、支払備金の額（前事業年度に積み立てた支払備金に対応する正味保険金及び支払備金の額を除く。）、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額を前事業年度から繰り越された危険準備金から取り崩すものとする。保険金及び<u>損害調査費</u>支払いのための借入金があるときは、当該借入金の支払利息に相当する金額についてもまた同様とする。</p> <p>5 前項の場合において、正味保険金、<u>損害調査費</u>、支払備金の額、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額並びに支払利息相当額の合計額が危険準備金の金額を超えるときは、その超える額に相当する金額を、当該事業年度において第1項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。この場合において、当該積み立てるべき危険準備金の金額が当該超える額に相当する金額に満たないときは、その満たない額を、翌事業年度以降において同項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。</p> <p>6、7 (略)</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
7-79	<p>これを受け、算方書では、危険準備金の取り崩しについて、広告・宣伝費用以外のものは正味純保険料を累積的に積み立てた額から、広告・宣伝費用は資産運用益を累積的に積み立てた額から、<u>それぞれ優先的に取り崩す旨</u>を規定している。</p>	<p>次のとおり見直されている。</p> <p>これを受け、算方書では、危険準備金の取り崩しについて、広告・宣伝費用<u>及び資産運用損の額</u>以外のものは正味純保険料を累積的に積み立てた額から<u>優先的に取り崩すもの</u>とし、広告・宣伝費用<u>及び資産運用損の額</u>は資産運用益を累積的に積み立てた額から<u>取り崩す旨</u>を規定している。</p>
7-79	<p>以上の規定に基づき、地震保険は収益をすべて危険準備金の積立てに回し、将来の地震災害に備えて累積的に積み立てていることになる。とはいえ、地震危険は巨大災害となる可能性が高いため常に予想最大支払額を注視し、今後ともさらなる危険準備金の充実が必要である。</p>	<p>危険準備金を累積的に積立てたが、2011年の東日本大震災により、危険準備金の大きな取り崩しが発生している。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況																																																																																																																										
7-80	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期末危険準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末払戻積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前期末残高</td> <td>(イ) (一)</td> </tr> <tr> <td> 当期中の減</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)</td> <td>(ヘ)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> 当期繰入額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(ト)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(カ+ヨ+タ)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(レ)のうち当期繰入控除できない額</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	当期末危険準備金		当期末未経過保険料積立金		当期末払戻積立金		当期末責任準備金		前期末残高	(イ) (一)	当期中の減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)</td> <td>(ヘ)</td> </tr> </table>	正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)	支払備金(同上)	(ハ)	広告・宣伝費用	(ニ)	支払利息	(ホ)	(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)	(ヘ)	当期繰入額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(ト)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(カ+ヨ+タ)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(レ)のうち当期繰入控除できない額</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table>	正味収入保険料	(ト)	前期末未経過保険料積立金	(チ)	払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(リ)	運用益	(ヌ)	支払備金修正額	(ル)	当期末未経過保険料積立金	(オ)	事業費(広告・宣伝費用を除く)	(ワ)	(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)	(カ)	前期末繰入控除繰越額	(ヨ)	(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(タ)	(カ+ヨ+タ)	(レ)	(レ)のうち当期繰入控除できない額	(ソ)	(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)	(ツ)	当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ネ)	全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ナ)	当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)	(ラ)		(一)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期末危険準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末払戻積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期末責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前期末残高</td> <td>(イ) (一)</td> </tr> <tr> <td> 当期中の減</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>運用損</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ヘ)</td> </tr> <tr> <td>(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)</td> <td>(ト)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> 当期繰入額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(ヨ+タ+レ)</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)</td> <td>(ム)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	当期末危険準備金		当期末未経過保険料積立金		当期末払戻積立金		当期末責任準備金		前期末残高	(イ) (一)	当期中の減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>運用損</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ヘ)</td> </tr> <tr> <td>(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)</td> <td>(ト)</td> </tr> </table>	正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)	支払備金(同上)	(ハ)	広告・宣伝費用	(ニ)	運用損	(ホ)	支払利息	(ヘ)	(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	(ト)	当期繰入額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(ヨ+タ+レ)</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)</td> <td>(ム)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table>	正味収入保険料	(チ)	前期末未経過保険料積立金	(リ)	払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(ヌ)	運用益	(ル)	支払備金修正額	(オ)	当期末未経過保険料積立金	(ワ)	事業費(広告・宣伝費用を除く)	(カ)	(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)	(ヨ)	前期末繰入控除繰越額	(タ)	(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(レ)	(ヨ+タ+レ)	(ソ)	(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額	(ツ)	(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)	(ネ)	当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ナ)	全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ラ)	当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)	(ム)		(一)
区分	金額																																																																																																																											
当期末危険準備金																																																																																																																												
当期末未経過保険料積立金																																																																																																																												
当期末払戻積立金																																																																																																																												
当期末責任準備金																																																																																																																												
前期末残高	(イ) (一)																																																																																																																											
当期中の減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)</td> <td>(ヘ)</td> </tr> </table>	正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)	支払備金(同上)	(ハ)	広告・宣伝費用	(ニ)	支払利息	(ホ)	(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)	(ヘ)																																																																																																																	
正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)																																																																																																																											
支払備金(同上)	(ハ)																																																																																																																											
広告・宣伝費用	(ニ)																																																																																																																											
支払利息	(ホ)																																																																																																																											
(イ) - (ロ+ハ+ニ+ホ)	(ヘ)																																																																																																																											
当期繰入額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(ト)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(カ+ヨ+タ)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(レ)のうち当期繰入控除できない額</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table>	正味収入保険料	(ト)	前期末未経過保険料積立金	(チ)	払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(リ)	運用益	(ヌ)	支払備金修正額	(ル)	当期末未経過保険料積立金	(オ)	事業費(広告・宣伝費用を除く)	(ワ)	(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)	(カ)	前期末繰入控除繰越額	(ヨ)	(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(タ)	(カ+ヨ+タ)	(レ)	(レ)のうち当期繰入控除できない額	(ソ)	(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)	(ツ)	当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ネ)	全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ナ)	当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)	(ラ)		(一)																																																																																									
正味収入保険料	(ト)																																																																																																																											
前期末未経過保険料積立金	(チ)																																																																																																																											
払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(リ)																																																																																																																											
運用益	(ヌ)																																																																																																																											
支払備金修正額	(ル)																																																																																																																											
当期末未経過保険料積立金	(オ)																																																																																																																											
事業費(広告・宣伝費用を除く)	(ワ)																																																																																																																											
(ト+チ+リ+ヌ+ル)-(オ+ワ)	(カ)																																																																																																																											
前期末繰入控除繰越額	(ヨ)																																																																																																																											
(ヘ)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(タ)																																																																																																																											
(カ+ヨ+タ)	(レ)																																																																																																																											
(レ)のうち当期繰入控除できない額	(ソ)																																																																																																																											
(レ-ソ)(但し、負数のときには零とする。)	(ツ)																																																																																																																											
当期末繰入控除繰越額 ((レ-ソ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ネ)																																																																																																																											
全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ナ)																																																																																																																											
当期末危険準備金(ヘ+ツ+ナ)(但し、(ヘ)が負数のときは(ツ)+(ナ)とする。)	(ラ)																																																																																																																											
	(一)																																																																																																																											
区分	金額																																																																																																																											
当期末危険準備金																																																																																																																												
当期末未経過保険料積立金																																																																																																																												
当期末払戻積立金																																																																																																																												
当期末責任準備金																																																																																																																												
前期末残高	(イ) (一)																																																																																																																											
当期中の減	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>支払備金(同上)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>広告・宣伝費用</td> <td>(ニ)</td> </tr> <tr> <td>運用損</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>(ヘ)</td> </tr> <tr> <td>(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)</td> <td>(ト)</td> </tr> </table>	正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)	支払備金(同上)	(ハ)	広告・宣伝費用	(ニ)	運用損	(ホ)	支払利息	(ヘ)	(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	(ト)																																																																																																															
正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)																																																																																																																											
支払備金(同上)	(ハ)																																																																																																																											
広告・宣伝費用	(ニ)																																																																																																																											
運用損	(ホ)																																																																																																																											
支払利息	(ヘ)																																																																																																																											
(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	(ト)																																																																																																																											
当期繰入額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td>(チ)</td> </tr> <tr> <td>前期末未経過保険料積立金</td> <td>(リ)</td> </tr> <tr> <td>払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分</td> <td>(ヌ)</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>(ル)</td> </tr> <tr> <td>支払備金修正額</td> <td>(オ)</td> </tr> <tr> <td>当期末未経過保険料積立金</td> <td>(ワ)</td> </tr> <tr> <td>事業費(広告・宣伝費用を除く)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td>(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)</td> <td>(ヨ)</td> </tr> <tr> <td>前期末繰入控除繰越額</td> <td>(タ)</td> </tr> <tr> <td>(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)</td> <td>(レ)</td> </tr> <tr> <td>(ヨ+タ+レ)</td> <td>(ソ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額</td> <td>(ツ)</td> </tr> <tr> <td>(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)</td> <td>(ネ)</td> </tr> <tr> <td>当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)</td> <td>(ナ)</td> </tr> <tr> <td>全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)</td> <td>(ラ)</td> </tr> <tr> <td>当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)</td> <td>(ム)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一)</td> </tr> </table>	正味収入保険料	(チ)	前期末未経過保険料積立金	(リ)	払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(ヌ)	運用益	(ル)	支払備金修正額	(オ)	当期末未経過保険料積立金	(ワ)	事業費(広告・宣伝費用を除く)	(カ)	(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)	(ヨ)	前期末繰入控除繰越額	(タ)	(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(レ)	(ヨ+タ+レ)	(ソ)	(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額	(ツ)	(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)	(ネ)	当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ナ)	全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ラ)	当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)	(ム)		(一)																																																																																									
正味収入保険料	(チ)																																																																																																																											
前期末未経過保険料積立金	(リ)																																																																																																																											
払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(ヌ)																																																																																																																											
運用益	(ル)																																																																																																																											
支払備金修正額	(オ)																																																																																																																											
当期末未経過保険料積立金	(ワ)																																																																																																																											
事業費(広告・宣伝費用を除く)	(カ)																																																																																																																											
(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)	(ヨ)																																																																																																																											
前期末繰入控除繰越額	(タ)																																																																																																																											
(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(レ)																																																																																																																											
(ヨ+タ+レ)	(ソ)																																																																																																																											
(ソ)のうち当期繰入控除出来ない額	(ツ)																																																																																																																											
(ソ-ツ)(但し、負数のときは零とする。)	(ネ)																																																																																																																											
当期末繰入控除繰越額 ((ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ソ)とする。)	(ナ)																																																																																																																											
全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩(取崩のときは負数表示とする。)	(ラ)																																																																																																																											
当期末危険準備金(ト+ネ+ラ)(但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)	(ム)																																																																																																																											
	(一)																																																																																																																											

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
8-11	なお、これらの運用額の上限規定は、金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。（保険業法施行規則第48条第2項ただし書、同条第3項ただし書、第48条の3第2項ただし書および第48条の5第2項ただし書）	参考する条文位置が次のとおり変更になっている。 なお、これらの運用額の上限規定は、金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。（保険業法施行規則第48条の3第2項ただし書および第48条の5第2項ただし書）
8-11～8-12	(2)①運用資産区分ごとの限度額	運用資産区分ごとの限度額撤廃により削除。
8-12	(2)②同一人に対する与信限度額 同一人与信とは、同一の者（債務者）に信用を供与することで、保険業法第97条の2第2項および同法施行規則第48条の3において、同一人に対する与信についての上限割合が規定されている。	(2)②同一人に対する与信限度額 同一人与信とは、同一の者（債務者）に信用を供与することで、保険業法第97条の2第2項、 <u>同条の2第3項</u> 、 <u>同法施行規則第48条の3</u> 、 <u>第48条の5</u> および平成10年大蔵省告示第228号第6条第5項において、同一人に対する与信についての上限割合が規定されている。
8-14	(3)信託による脱法行為の禁止 (中略) これは、保険業法施行規則第47条に規定された資産運用方法以外の方法を信託を通じて行うことを禁止するとともに、信託されている財産についても、保険業法施行規則第48条に規定された各制限額に含める旨を定めたものである。	(3)信託による脱法行為の禁止 (中略) これは、保険業法施行規則第47条に規定された資産運用方法以外の方法を信託を通じて行うことを禁止するとともに、信託されている財産についても、保険業法施行規則第48条の3および第48条の5に規定された各制限額に含める旨を定めたものである。
8-16	保険業法 第98条 (中略) 八 (略) であって、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等	脱字の修正。 保険業法 第98条 (中略) 八 (略) であって、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	「デリバティブ取引」という。（資産の運用のために行うもの並びに第4号及び第6号に掲げる業務に該当するものを除く。）	「デリバティブ取引」という。 <u>のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの</u> （資産の運用のために行うもの並びに第4号及び第6号に掲げる業務に該当するものを除く。）
8-17	保険業法 第99条 保険会社は、第97条及び前条の規定により行う業務のほか、 (以下略)	業法第99条に次の条文が追加されている。 <u>五 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項（定義）に規定する資金移動業</u>
8-26 8-28～29	保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-6-6 資産運用リスク管理態勢 II-2-8-6-2 主な着眼点 (5)資金の調達	保険会社向けの総合的な監督指針が変更となり、次のとおり条文番号が変更となっている（内容に変更はない）。 保険会社向けの総合的な監督指針 <u>II-3-12 資産運用リスク管理態勢</u> <u>II-3-12-2 主な着眼点</u> (5)資金の調達
8-31	② 財産の種類と評価の方法 保険業法施行規則第8条第3項第3号では、保険会社が積立勘定を設ける場合には、事業方法書に「積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法」を記載することが求められている。 元々積立勘定が設置された背景の一つには、当該積立保険の責任準備金に対応する資産については株式運用を行わないことを基礎書類上明確化することで、 <u>積立保険の利子相当額を特別利子¹⁴として取り扱えるようにする目的があることから、事業方法書においては、積立勘定に属する財産の種類を下記以外のものとしているものが多い。</u>	平成27年度税制改正により特別利子は廃止されたため、次のとおり記載内容が変更となる。 ② 財産の種類と評価の方法 保険業法施行規則第8条第3項第3号では、保険会社が積立勘定を設ける場合には、事業方法書に「積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法」を記載することが求められている。 元々積立勘定が設置された背景の一つには、当該積立保険の責任準備金に対応する資産については株式運用を行わないことを基礎書類上明確化する目的があることから、事業方法書においては、積立勘定に属する財産の種類を下記以外のものとしているものが多い。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
8-31	(脚注) 14 特別利子については、9. 2. 3節を参照	(削除)
8-38~39	保険会社向けの総合的な監督指針 <u>II-2-6 リスク管理</u> <u>II-2-6-3 資産負債の総合的な管理</u> <u>II-2-6-3-1 意義</u> (略) <u>II-2-6-3-2 主な着眼点</u> (略) <u>II-2-6-3-3 監督手法・対応</u> (略)	保険会社向けの総合的な監督指針が変更となり、次のとおり条文番号が変更となっている ((4)と(5)の記述内容も一部変更となっているが、大きな変更ではない)。また、監督手法・対応について「 <u>II-3 総合的リスク管理態勢</u> 」に関する監督手法・対応については「 <u>II-3-15 監督手法・対応</u> 」に記載するような構成になったことから、「資産負債の総合的な管理」の項目としては削除されている。 <u>II-3 総合的リスク管理態勢</u> <u>II-3-9 資産負債の総合的な管理</u> <u>II-3-9-1 意義</u> <u>II-3-9-2 主な着眼点</u> また、次の条文が新たに追加されている。 (8)資産負債管理の方針において、保険会社の全ての資産と負債の相互関係を認識し、異なる資産種類間のリスク相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係を考慮しているか。 (9)長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもありうる。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有する、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
9章全般		異常危険準備金に関する詳細な記述は、「租税特別措置法施行令(第33条の5,第33条の6)」から「租税特別措置法施行令(第33条の2,第33条の3)」に条文位置が変更となっている。
9-5	<p>課税所得金額を計算する場合、積極的項目としての益金の額に算入されるのは、各企業が対外的に役務あるいは資産を提供して受け取る対価の額のすべてである。企業に入ってくる収益の流れ全体の金額が益金の額になる。</p> <p>ところが税法では例外規定として、受取配当等の益金不算入(法人税法第23条、第24条)、資産の評価益の益金不算入等(同法第25条)、還付金等の益金不算入(同法第26条)、<u>長期割賦販売等</u>(同法第63条)、工事進行基準等(同法第64条)などを定めている。したがって、当該事業年度の益金の額は、以上に述べた例外規定で挙げているものと、資本等取引によるものを除いたものになる。</p>	<p>法人税法が改正されている。</p> <p>課税所得金額を計算する場合、積極的項目としての益金の額に算入されるのは、各企業が対外的に役務あるいは資産を提供して受け取る対価の額のすべてである。企業に入てくる収益の流れ全体の金額が益金の額になる。</p> <p>ところが税法では例外規定として、受取配当等の益金不算入(法人税法第23条、<u>第23条の2</u>、第24条)、資産の評価益の益金不算入等(同法第25条)、還付金等の益金不算入(同法第26条)、<u>リース譲渡</u>(同法第63条)、工事進行基準等(同法第64条)などを定めている。したがって、当該事業年度の益金の額は、以上に述べた例外規定で挙げているものと、資本等取引によるものを除いたものになる。</p>
9-7	また、税法では、次の項目を特例として定めている。たな卸資産の売上原価等(法人税法第29条)、減価償却資産の償却費(同法第31条)、繰延資産の償却費(同法第32条)、資産の評価損(同法第33条)、役員の報酬・賞与および退職給与等(同法第34条～第36条)、寄附金(同法第37条)、租税公課(同法第38条～第41条)、圧縮記帳(同法第42条～第50条)、 <u>引当金</u> (同法第52条～第53条)、繰越欠損金(同法第57条～第59条)および契約者配当等(同法第60条)。	また、税法では、次の項目を特例として定めている。たな卸資産の売上原価等(法人税法第29条)、減価償却資産の償却費(同法第31条)、繰延資産の償却費(同法第32条)、資産の評価損(同法第33条)、役員の報酬・賞与および退職給与等(同法第34条、第36条)、寄附金(同法第37条)、租税公課(同法第38条～第41条)、圧縮記帳(同法第42条～第50条)、 <u>貸倒引当金</u> (同法第52条)、繰越欠損金(同法第57条～第59条)および契約者配当等(同法第60条)。
9-14	(但し、平成21年度までは4%)	平成 <u>30</u> 年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ5%となる。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況				
9-17~23	「9.2.3 受取配当等の税務上の取扱い」全体について	平成27年度税制改正（法人税法第23条、法人税法施行令第21条、租税特別措置法第67の7）により、次のとおり、受取配当等の益金不算入制度が全般的に見直しとなっている。				
		① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。				
		現 行	改 正 案			
区分		不算入割合	区分	不算入割合		
完全子法人株式等（株式等保有割合100%）		100分の100	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100		
関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）			関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）			
上記以外の株式等		100分の50	その他の株式等	100分の50		
			非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20		
② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入（現行 収益の分配の額の2分の1（4分の1）の金額の100分の50相当額を益金不算入）とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。						

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>③ 上記①のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外する。</p> <p>④ 上記①及び②に伴い、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その100分の40相当額（原則100分の20相当額）を益金不算入とする特例を創設する。</p> <p>(注1) 上記の改正に伴い、関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。</p> <p>(注2) 上記③の改正に伴い、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子に係る負債利子控除の特例）を廃止する。</p>
9-25	<p>9.2.5 事業税</p> <p>(1) 事業税の概略</p> <p>法人事業税は、内国法人・外国法人の区別なく、法人の行うすべての事業をその課税対象としている地方税である。</p> <p>税額は、資本金1億円超の法人については、外形基準を4分の1とする外形標準課税制度となっており、</p>	外形基準は <u>8分の5</u> （平成27年度については8分の3）となっている。
9-26	また、標準税率については、一般には5~10%程度の累進税率になっているが、収入金額を課税標準とする損害保険事業は、1.3%となっている（地方税法第72条の24の7第2項）。	累進税率は一般に3~10%程度となっている。
9-28	<p>9.3 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、繰延税金資産は将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められることを要件とする資産であるので無条件に計上できるわけではなく、その軽減可能な範囲内でしか計上できない。したがって、繰延税金資産の計上には、その回収可能性について十分な検討と慎重な決定が必要となる。この判断の基準となるものとして、</p>	<p>9.3 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、繰延税金資産は将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められることを要件とする資産であるので無条件に計上できるわけではなく、その軽減可能な範囲内でしか計上できない。したがって、繰延税金資産の計上には、その回収可能性について十分な検討と慎重な決定が必要となる。この判断の基準となるものとして、</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>日本公認会計士協会から「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」および「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が公表されている。</p>	<p>日本公認会計士協会から「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、企業会計基準委員会から「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」がそれぞれ公表されている。</p> <p>（「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」は廃止となった。）</p>
9-28～30	<p>9.3.1 回収可能性の判断要件</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上は、次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。</p> <p>(1) 収益力に基づく課税所得の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識</p> <p>将来減算一時差異の解消年度およびその解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰越し可能な期間（以下「繰越期間」という）に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識</p> <p>税務上の繰越欠損金の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。</p> <p>課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するためには、過年度の納税状況および将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。この将来の課税所得を合理的に見積もることは、将来事象の予測や見積りに依存することになり客観性を判断することが困難である場合が多い。したがって、実務においては最も難しい問題であると考えられる。</p>	<p>9.3.1 回収可能性の判断要件</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の(1)から(3)に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する。</p> <p>(1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得</p> <p>① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>将来減算一時差異の解消見込年度およびその解消見込年度を基準として税務上の欠損金の繰戻しおよび繰越し認められる期間（以下「繰戻・繰越期間」という。）に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間（以下「繰越期間」という。）に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうかを判断するためには、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案し、将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もる必要がある。この将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もることは、将来事象の予測や見積りに依存することになり客観性を判断することが困難である場合が多い。したがって、実務においては最も難しい問題であると考えられる。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>(2) タックスプランニングの存在</p> <p>将来減算一時差異の解消年度や繰越期間に含み益のある固定資産または有価証券を売却する等、課税所得を発生させるタックスプランニングが存在すること。</p> <p>(3) 将来加算一時差異の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識</p> <p>将来減算一時差異の解消年度および繰越期間に将来加算一時差異の解消が見込まれること。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識</p> <p>繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消が見込まれること。</p>	<p>おいては最も難しい問題であると考えられる。</p> <p>(2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得</p> <p>将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間または繰越期間に、含み益のある固定資産または有価証券を売却する等のタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>(3) 将来加算一時差異</p> <p>① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間に、将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。</p>
9-30	<p>9.3.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性の判断要件を考慮した結果、当該将来減算一時差異（複数の将来減算一時差異が存在する場合には、それらの合計）および税務上の繰越欠損金が将来課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える部分については控除しなければならない。</p> <p>繰延税金資産の計上額は、会社の決算日ごとに見直し、回収可能性の判断要件を満たさなくなった場合には、計上されていた繰延税金資産のうち過大となった金額を取り崩さなければならない。</p>	<p>9.3.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性を判断した結果、当該将来減算一時差異（複数の将来減算一時差異が存在する場合は、それらを合計する。）および税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額および将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える部分については控除しなければならない。</p> <p>繰延税金資産の計上額は、会社の決算日ごとに見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全部または一部が将来の税金負担額を軽減する効果を有さなくなったと判断された場合、計上していた繰延</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>また、過年度に未計上であった繰延税金資産の回収見込額を見直した結果、回収可能性の判断要件を満たすことになった場合には、回収されると見込まれる金額まで新たに繰延税金資産を計上する。</p>	<p>税金資産のうち回収可能性がない金額を取り崩す。</p> <p>また、過年度に繰延税金資産から控除した金額を見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有することとなったと判断された場合、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する。</p>
9-30～32	<p>9.3.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性</p> <p>将来年度の課税所得による繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針については、会計士協会から「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が公表されており、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として代表的な五つの場合に分けてそれぞれの指針を示している。</p> <p>(1) 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社</p> <p>将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社で、その経営環境に著しい変化がない場合は、将来においても一定水準の課税所得を発生させることができると予測できる。</p> <p>したがって、一般的に繰延税金資産の全額について回収可能性があると判断できる。</p> <p>(2) 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社</p> <p>業績が安定していて、連続してある程度の経常的な利益を計上している会社は、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれる。</p>	<p>9.3.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」は廃止となった。代わりに、企業会計基準委員会から公表されている「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」により、企業を（分類1）から（分類5）に分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することとしている。</p> <p>（分類1）</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類1）に該当し、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 (2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 <p>（分類2）</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類2）に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、臨時の原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るもの、安定的に生じている。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>したがって、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には回収可能性があると判断できる。</p> <p>(3) 業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社</p> <p>過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社の場合は、通常、長期にわたる安定的な課税所得を予測することができない。</p> <p>したがって、合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリング</p>	<p>(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 (3) 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。</p> <p>（分類2）に該当する企業においては、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>なお、原則としてスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性がないものとするが、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>（分類3）</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、後記（分類4）の要件(2)または(3)を満たす場合を除き、（分類3）に該当する。</p> <p>(1) 過去（3年）および当期において、臨時の原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。 (2) 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。</p> <p>（分類3）に該当する企業においては、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>結果に基づいて計上した繰延税金資産は回収可能性があると判断できる。</p> <p>(4) 重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社</p> <p>重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社、過去（おおむね3年以内）に重要な税務上の欠損金が繰越期限切れとなったような会社または当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社は、通常、将来の課税所得を合理的に見積もることは困難であると判断される。</p> <p>したがって、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれ、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリング結果に基づき繰延税金資産を計上している場合には回収可能性があると判断できる。</p> <p>ただし、繰越欠損金が、リストラを実施したなどの特別な要因に基</p>	<p>づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>なお、上記にかかわらず、以下を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因 ・中長期計画 ・過去における中長期計画の達成状況 ・過去（3年）および当期の課税所得の推移 等 <p>(分類4)</p> <p>次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4)に該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去（3年）または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 (3) 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。 <p>(分類4)に該当する企業においては、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>ただし、上記の分類要件に該当する場合であっても、以下を勘案し</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>づいて発生したものであり、それを除けば課税所得を毎期計上しているような場合は、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度に繰延税金資産を計上している場合は、回収可能性があると判断できる。</p> <p>(5) 過去連續して重要な税務上の欠損金を計上している会社</p> <p>過去（おおむね3年以上）連續して重要な税務上の欠損金を計上している会社や、債務超過または資本の欠損が長期間続いているような会社は、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができないと考えられるため、繰延税金資産の回収可能性はないものと考えられる。</p>	<p>て、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積もる場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類2）に該当するものとして取り扱い、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類3）に該当するものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な税務上の欠損金が生じた原因 ・中長期計画 ・過去における中長期計画の達成状況 ・過去（3年）および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等 <p>(分類5)</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類5）に該当し、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
11章全般		日本アクチュアリー会が公益社団法人となったことで、その名称も「公益社団法人日本アクチュアリー会」に変更となった。これにより、保険業法施行規則第78条の表記も変更になっている。
11章全般		損害保険会社の保険計理人の実務基準が大幅に改正（2017年3月）されている。詳細は日本アクチュアリー会HPに掲載されている新旧対比表を参照。
11-13	<p>保険業法施行規則 (免許申請書の添付書類)</p> <p>第6条 法第4条第2項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険(法第3条第4項第2号若しくは第5項第2号に掲げる保険(以下この号において「第三分野の元受保険」という。)又は同条第5項第1号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であって元受保険契約(保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第33条第3項第1号及び第3号並びに第53条第1項第8号において同じ。)に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられているものをいう。以下同じ。)の保険契約(保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)及び第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を</p>	<p>平成26年3月31日内閣府令第31号（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令）により条文番号が繰り下がっている。（十に会計監査人の履歴書が追加されている）</p> <p>保険業法施行規則 (免許申請書の添付書類)</p> <p>第6条 法第4条第2項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険(法第3条第4項第2号若しくは第5項第2号に掲げる保険(以下この号において「第三分野の元受保険」という。)又は同条第5項第1号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であって、元受保険契約(保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第33条第3項第1号及び第3号、<u>第227条の2第3項第12号並びに第234条の21の2第1項第10号</u>において同じ。)に係る<u>全て</u>の保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が<u>積み立てられる</u>ものをいう。以下同じ。)の保険契約(保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)及び第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他こ</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
	<p>行う保険契約を除く。以下この条、第11条第7号、第53条第1項第7号の2及び第7号の3、第118条第1項第6号、第179条第1項第7号並びに第243条において同じ。)を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第4条第2項第4号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書</p>	<p>れに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第11条第7号、<u>第53条第1項第2号、第118条第1項第6号、第179条第1項第7号、第227条の2第3項第11号、第234条の21の2第1項第9号及び第243条において同じ。</u>を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第4条第2項第4号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書</p>
11-18	<p>① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</p> <p>② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか</p> <p>③ <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u></p> <p>④ I B N R 備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</p>	<p>施行規則第79条の2が変更となり、確認事項が下表のとおり変更となった。</p> <p>① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</p> <p>② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか</p> <p>③ <u>財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u> • <u>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか</u> <p>④ I B N R 備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</p> <p>なお、責任準備金に関する確認については、具体的な基準が新設されている。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
11・20～39	<p>11.4.5 損保計理人の確認業務</p> <p>(1) 責任準備金に関する確認 (2) 契約者配当に関する確認 (3) I B N R 備金に関する確認</p>	<p>損保計理人の確認業務について、左記に加えて「財産の状況に関する確認」が追加されている。「財産の状況に関する確認」に関連する法令等については、次のようにになっている。</p> <p>保険業法第121条第1項第3号および同施行規則第79条の2第1号では財産の状況に関する事項として同施行規則第79条の2第1号イ及びロに掲げるものを確認することとなっている。このうち、同施行規則第79条の2第1号イでいう、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第3号に「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること」となっている。また、同施行規則第79条の2第1号ロでいう、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第4号に「保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条並びに規則第86条及び第87条の規定に照らして適正であること」となっている。</p> <p>財産の状況に関して損保計理人が行うべき確認の内容については、実務基準に次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第24条（確認の内容）</p> <p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、財産の状況に関して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>① 事業継続に関する確認</p> </div>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。</p> <p>② ソルベンシーに関する確認</p> <p>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。</p> <p>2. 前項第1号に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額(次の各号の合計額とする。以下同じ。)として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>① 資産(法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項に定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額)から負債(同項に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額)を控除した額</p> <p>② 負債性資本調達手段等の額(告示(平成8年大蔵省告示第50号をいう。以下、この章において同じ。)第1条第4項第5号に掲げる額をいう。)</p> <p>③ 外国保険会社等にあっては、法第190条第3項に定める契約金額および告示第1条第4項第4号に定める持込資本金等の額(第1号に含まれないものに限る。)</p> <p>3. 第1項第2号に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条ならびに規則第86条および第87条の規定に照らして適正であることを確認しなければならない。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>第25条(事業継続に関する確認の手続き)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第2項の確認は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額の合計額が、第3号に掲げる額を下回らないことを確認することにより行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準日の実質純資産の額 ② 基準年度の翌年度の収支の額 ③ リスク相当額 2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額(告示第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段を除く。)と同項第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。 3. 第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、次条のとおり予測するものとする。 4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を、告示別表第18の算式を準用して合計した額とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額 ② 規則第87条第3号に定める資産運用リスクに対応する額 5. 保険計理人は、保険契約や資産等の特性により、前4項に定める方法により、前条の確認を行うことが適当でないと判断する場合は、この方法によらず、他の合理的で客観性のある方法に基づき、予測することができるが、その場合は、その旨を意見書に記載とともに、その方法が正当であることを、附属報告書に示さなければならない。 <p>第26条(基準年度の翌年度の収支の額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>基準年度の修正経常損益(次項に定める額をいう。以下同じ。)または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、剩余金の処分として支出する額(規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剩余金の処分として支出する金額をいう。)を控除した額とする。</p> <p>2. 修正経常損益は、経常損益から、次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益(資産運用損益に関するものに限る。)および貸倒引当金戻入額の合計額から、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損(資産運用損益に関するものに限る。)、貸倒引当金繰入額および貸倒損失の合計額を控除した額 ② 異常危険準備金(地震に関する法律施行規則第7条第1項に定める危険準備金を含む。)および危険準備金にかかる責任準備金戻入額から責任準備金繰入額を控除した額 ③ その他基準年度の翌年度の収支の額を予測するにあたって、控除することが適當と考えられる損益の額(収益から損失を控除した額とする。) <p>3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然災害、大口損害等、前条第1項第3号の基準年度の翌年度のリスク相当額の計算において考慮されている通常の予測を超える危険に対応する損失

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益</p> <p>第28条(ソルベンシーに関する確認の手続き)</p> <p>1. 第24条第3項の確認は、次の各号を踏まえたうえで、ソルベンシー・マージン比率(平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号に定める算式により得られる比率をいう。以下同じ。)が、200%以上であることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 法第130条第1号に掲げる額(ソルベンシー・マージン総額)が、規則第86条の規定に照らして適正であること</p> <p>② 法第130条第2号に掲げる額(リスクの合計額)が、規則第87条の規定に照らして適正であること</p> <p>2. 前項第1号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第86条ならびに告示第1条、第1条の2および第1条の3に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 規則第86条第1項第1号に定める資本金又は基金等の額</p> <p>② 同項第2号に定める価格変動準備金の額</p> <p>③ 同項第3号に定める危険準備金の額</p> <p>④ 同項第3号の2に定める異常危険準備金の額</p> <p>⑤ 同項第4号に定める一般貸倒引当金の額</p> <p>⑥ 同項第5号に定める額(その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益)</p> <p>⑦ 同項第6号に定める額(土地の含み損益)</p> <p>⑧ 告示第1条第4項第1号に定める保険料積立金等余剰部分</p> <p>⑨ 同項第2号に定める配当準備金未割当部分</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>⑩ 同項第3号に定める税効果相当額 ⑪ 同項第4号に定める持込資本金等 ⑫ 同項第5号に定める負債性資本調達手段等 ⑬ 同第1条の2に定める控除額(意図的保有の額) ⑭ 同第1条の3に定める控除額(未償却出再手数料の額) ⑮ 規則第86条第1項に定める繰延税金資産の不算入額</p> <p>3. 第1項第2号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第87条ならびに告示第2条および第3条に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額 ② 同条第1号の2に定める第三分野保険の保険リスクに対応する額 ③ 同条第2号に定める予定利率リスクに対応する額 ④ 同条第2号の2に定める最低保証リスクに対応する額 ⑤ 同条第3号に定める資産運用リスクに対応する額 ⑥ 同条第4号に定める経営管理リスクに対応する額 ⑦ 告示第3条に定める額(リスクの合計額) <p>4. 第2項第8号の計算において、告示第1条第4項第1号ロ(3)に定める額は、原則として、事業継続基準不足相当額とする。</p> <p>5. 前2項の確認を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が、200%未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>6. 保険計理人は、ソルベンシーに関する確認において、その他保険数理に関する事項があれば、附属報告書に記載することができる。</p> <p>なお、事業継続に関する確認を行った結果、事業継続困難となる場合</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>の手続きについては、実務基準において次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第27条(事業継続困難となる場合の手続き)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業継続に関する確認において、第25条第1項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額の合計額が、同項第3号に掲げる額に不足する(この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。)場合は、その旨を意見書に記載しなければならない。ただし、満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。 2. 事業継続に関する確認の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、次の各号に掲げる経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保有・出再方針の見直し ② 資産運用方針(ポートフォリオ)の見直し ③ 一部または全部の保険商品の販売方針や引受基準の変更(売り止めを含む。) ④ 今後締結する保険契約の商品内容や価格の改定 ⑤ 実現可能と判断できる事業費の抑制 ⑥ 一部または全部の保険商品の契約者配当の引き下げ 3. 前項に従い、経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を </div>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>解消できることを、意見書に示す場合、意見書には、具体的な経営政策の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その経営政策の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなければならない。また、翌事業年度の意見書に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営政策の変更が実現されたかどうか。 ② 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、その原因は何か。 ③ 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、これらの経営政策の変更について、今後、どのように対応するか。 <p>4. 保険計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書または附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>財産の状況に関する確認を行った内容およびその結果等を意見書ならびに附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第38条（財産の状況に関する事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業継続に関する確認の結果に対する意見 ② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策 ③ ソルベンシーに関する確認の結果に対する意見 2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業継続の確認に関する事項 </div>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
		<p>イ. 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察 ロ. 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項 ハ. 確認結果と考察 ② ソルベンシーの確認に関する事項</p> <p>イ. 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察 ロ. 確認方法と使用データ ハ. 確認結果と考察</p>
11-22		保険業法施行規則第82条に対して、平成27年4月28日内閣府令第37号（無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令）により細かな表現の変更が行われているが、内容に変更はない。
11-27		保険業法施行規則第70条に対して、平成21年12月24日内閣府令第76号（保険法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令）により細かな表現の変更が行われているが、内容に変更はない。
11-39～41	保険会社向けの総合的な監督指針 II-1-2-(7) 保険計理人 (中略) II-2-6-4-2-(1) リスク管理のための態勢整備 (中略)	次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。 保険計理人 II-1-2-(7) ⇒ II-1-2-1-(8) リスク管理のための態勢整備 II-2-6-4-2-(1) ⇒ II-3-10-2-(1)

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
11-39~40	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>内部管理態勢 II.監査役及び監査役会の役割 (5) (中略)</p> <p>内部管理態勢 VI.保険計理人の役割 (3) (中略)</p> <p>財務の健全性・保険計理 I .2.保険計理人の役割 (2) (中略)</p>	<p>次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっているが、大きな変更ではない。</p> <p>内部管理態勢 II.監査役及び監査役会の役割 (5) ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ III.2.監査の実施 ⑤</p> <p>次のとおり、条文番号が変更となっている。</p> <p>内部管理態勢 VI. 保険計理人の役割 (3) ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ V.保険計理人による確認態勢の整備・確立 ② (i)</p> <p>また、文章の最後に「さらに、必要に応じて意見を述べる等保険計理人としての職務を十分に果たしているか。」と追記されている。</p> <p>次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。</p> <p>財務の健全性・保険計理 I .2.保険計理人の役割 (2) ⇒ 統合的リスク管理態勢（別紙） III.1.責任準備金等積立額の適切性 (5) (ii)</p>
11-40	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>商品開発 I .1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) 保険計理人からの意見聴取等 ① (中略)</p> <p>② (中略)</p>	<p>次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっているが、大きな変更ではない。</p> <p>商品開発 I .1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) ① ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ I .3.組織体制の整備④ (v)</p> <p>次のとおり、削除となっている。</p> <p>商品開発 I .1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) ② ⇒ (削除)</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
11-40～41	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (4) (中略)</p> <p>財務の健全性・保険計理 I.8.システムの管理 (中略)</p>	<p>次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。</p> <p>財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (4) ⇒ 統合的リスク管理態勢（別紙） III.1. 責任準備金等積立額の適切性 (5) (iv)</p> <p>次のとおり、削除となっている。</p> <p>財務の健全性・保険計理 I.8.システムの管理 ⇒ (削除)</p>
11-41	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (1) 取締役会等への報告等 (中略)</p> <p>(2) 関連部門との連携 (中略)</p>	<p>次のとおり、条文番号および記述が変更となっている。</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (1) ⇒ 保険引受リスク管理態勢 II.1. 管理者の役割・責任 ③【管理者による保険引受リスク管理態勢の整備】 (vi)管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。また、保険数理に関する事項については、保険計理人に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっているが、大きな変更ではない。</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (2) ⇒ 保険引受リスク管理態勢 II.2.保険引受リスク管理部門の役割・責任 (1) ④</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2018年9月30日時点の状況
B-10	詳細は、10.2. <u>3</u> 節を参照。	テキスト改定により参照先が変更 詳細は、10.2. <u>2</u> 節を参照。